

相模原市浄化槽清掃手数料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浄化槽の適正な維持管理を促進するため、浄化槽管理者が負担する浄化槽清掃手数料に対する補助金(以下「浄化槽補助金」という。)の交付等について、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号、以下「法」という。)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する浄化槽をいう。
- (3) 浄化槽 合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の総称をいう。
- (4) 浄化槽管理者 法第7条第1項に規定する浄化槽管理者をいう。
- (5) 浄化槽清掃 法第2条第4号に規定する浄化槽の清掃及び浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の一部引出しをいう。
- (6) 浄化槽清掃事業者 法第2条第9号に規定する浄化槽清掃業者をいう。
- (7) 家庭系浄化槽 居住の用に供する建築物に設置されている浄化槽をいう。
- (8) 事業系浄化槽 家庭系浄化槽以外の浄化槽をいう。

(補助対象)

第3条 この浄化槽補助金は、城山地区、津久井地区、相模湖地区及び藤野地区(編入前の城山町の区域、津久井町の区域、相模湖町の区域及び藤野町の区域をいう。)の浄化槽管理者(原則として公共施設を除く。)が行う浄化槽清掃に対して、1の年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)において、1基の浄化槽につき2回(全ばっ気型にあっては、1の年度において1基の浄化槽につき3回、市長が必要と認める浄化槽にあっては、1の年度において1基の浄化槽につき市長が別に定める回数)に限り交付するものとする。

(補助基本額及び補助額)

第4条 補助基本額及び補助額は、前条に掲げる浄化槽清掃に対して、別表第1に

定める補助基本額及び補助額を適用するものとする。

- 2 別表第1に定める人槽を超える家庭系浄化槽の補助基本額は、汚水処理料1リットルにつき8,925円と別表第2に定める清掃料の合計額とし、補助額は相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例(昭和47年相模原市条例第12号)別表第1の規定により算出した手数料(以下「条例手数料」という。)を補助基本額から控除した額とする。
- 3 別表第1に定める人槽を超える事業系浄化槽の補助基本額は、汚水処理料1リットルにつき8,925円と別表第2に定める清掃料の合計額とし、補助額は別表第1に定める当該方式の最大人槽の補助額とする。
- 4 家庭系浄化槽又は事業系浄化槽内に生じた汚泥、スカム等を一部引出しをした場合の補助基本額は、汚水処理料1リットルにつき8,925円と別表第2に定める清掃料の合計額とし、補助額は条例手数料を補助基本額から控除した額とする。ただし、事業系浄化槽に係る補助額は別表第1に定める当該方式の最大人槽の補助額を上限とする。
- 5 前3項の規定により算出した汚水処理料又は条例手数料に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 6 第1項から第4項までの規定にかかわらず、次の各号に該当する場合の補助額は別表第3に定めるとおりとする。
 - (1) 災害のために市長が必要があると認めたとき。
 - (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているとき。
 - (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に規定による支援給付を受けているとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。(交付の申請)

第5条 浄化槽補助金の交付を受けようとする浄化槽管理者(以下「申請者」という。)は、浄化槽清掃事業者を経由して、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めた場合は、申請者は浄化槽清掃事業者を経由せずに市長へ提出することができるものとする。

- (1) 浄化槽清掃手数料補助金交付申請書(以下「申請書」という。)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 浄化槽清掃事業者は、毎月1日から月末までに実施した浄化槽清掃における前

項の交付申請書類を翌月5日までに市長へ提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請を受けた場合において、その内容を審査し補助の可否を決定し、交付決定する場合は浄化槽清掃手数料補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定により、交付決定通知を受けた申請者は、浄化槽清掃事業者を経由して、次の各号に掲げる書類を市長に提出して、補助金の交付を請求するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、交付決定通知を受けた申請者は浄化槽清掃事業者を経由せずに市長へ提出することができるものとする。

(1) 浄化槽清掃手数料補助金交付請求書(以下「請求書」という。)

(2) 浄化槽清掃手数料補助金交付決定通知書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 請求書の請求日は、補助金の交付決定日とする。ただし、交付決定通知を受けた申請者が第8条に規定する浄化槽補助金の受領を浄化槽清掃事業者に委任するときは、浄化槽清掃事業者が指定する日を請求日とすることができるものとする。

3 浄化槽清掃事業者は、毎月1日から月末までに実施した浄化槽清掃における前項の交付請求書類を翌月15日までに市長へ提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(受領委任)

第8条 浄化槽管理者は、浄化槽補助金の受領を浄化槽清掃事業者に委任するときは、浄化槽清掃手数料補助金受領委任届出書を浄化槽清掃事業者を経由して市長へ提出しなければならない。この場合において、浄化槽管理者は浄化槽清掃事業者に受任の同意を得なければならない。

2 浄化槽清掃事業者は、毎月1日から月末までに実施した浄化槽清掃における前項の受領委任届出書類を翌月15日までに市長へ提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。

3 市長は、第1項の委任(以下「受領委任」という。)の円滑な実施を図るため、浄化槽清掃事業者と協定を締結するものとする。

(交付)

第9条 市長は、第7条第1項の規定による補助金の交付の請求を受けた場合においては、その内容を審査し、適正と認めるときは、速やかに当該浄化槽管理者へ補助金を交付するものとする。

2 市長は、受領委任の届出を受けている場合においては、当該浄化槽清掃事業者が指定する金融機関の預金口座へ口座振替により補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し等)

第10条 市長は、補助金交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合、補助金交付の取消し又は既に交付した補助金の金額の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽の申請、その他不正の手段により、補助金の交付を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。

(3) その他市長が補助の必要がなくなったと認めるとき。

(実績報告)

第11条 規則第11条に規定する実績報告は、第5条第1項第1号に定める申請書及び第7条第1項第1号に定める請求書(以下「申請書等」という。)により代えることができるものとする。この場合、申請書等の収支予算書の項は収支決算書と読み替えるものとする。

(様式)

第12条 この要綱の規定により使用する書類の様式は、市長が別に定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

浄化槽清掃手数料補助額定額表

方式	人槽	総容量 (リットル)	補助基本 額	家庭系		事業系		
				補助額	市民負担 額	補助額	事業者負 担額	
合併処理 浄化槽	嫌気ろ床 接触ばつ 気型	5	2,800	30,600	20,700	9,900	16,000	14,600
		6	3,480	37,800	25,600	12,200	19,800	18,000
		7	4,160	43,900	29,400	14,500	22,500	21,400
		8	4,840	49,900	33,100	16,800	25,000	24,900
		10	6,200	63,100	41,800	21,300	31,400	31,700
		12	7,560	76,300	50,500	25,800	37,900	38,400
		15	9,600	94,500	61,900	32,600	45,900	48,600
		20	13,000	124,900	80,900	44,000	59,200	65,700
	性能評価 (コンパクト) 型	5	2,060	24,000	16,500	7,500	13,000	11,000
		6	2,440	27,400	18,700	8,700	14,600	12,800
		7	2,820	30,800	20,800	10,000	16,000	14,800
		8	3,160	35,000	23,900	11,100	18,600	16,400
		10	3,950	42,000	28,200	13,800	21,600	20,400
		14	5,610	57,800	38,500	19,300	29,200	28,600
		18	6,570	66,400	43,900	22,500	32,900	33,500
	高度処理 型	5	2,890	31,400	21,100	10,300	16,300	15,100
		6	3,250	35,800	24,300	11,500	18,900	16,900
		7	3,620	39,100	26,400	12,700	20,400	18,700
		8	4,100	43,300	29,100	14,200	22,200	21,100
		10	5,060	52,900	35,400	17,500	27,000	25,900
		14	7,420	75,100	49,700	25,400	37,300	37,800
		18	9,110	90,200	59,200	31,000	43,900	46,300
		21	10,870	105,900	69,100	36,800	51,000	54,900

単 独 処 理 浄 化 槽	腐敗タンク型	5	1,500	19,000	13,400	5,600	10,900	8,100
		6	1,600	19,900	13,900	6,000	11,200	8,700
		7	1,700	20,800	14,500	6,300	11,600	9,200
		8	1,800	21,700	15,100	6,600	12,100	9,600
		10	2,000	23,500	16,200	7,300	12,900	10,600
		12	2,200	25,300	17,300	8,000	13,600	11,700
		15	2,500	28,000	19,000	9,000	14,800	13,200
		20	3,000	32,400	21,800	10,600	16,700	15,700
	全ばっ気型	5	750	10,800	7,700	3,100	6,500	4,300
		6	800	11,300	8,000	3,300	6,600	4,700
		7	850	11,700	8,300	3,400	6,800	4,900
		8	900	12,200	8,600	3,600	7,100	5,100
		10	1,000	13,100	9,200	3,900	7,500	5,600
		12	1,100	15,500	11,200	4,300	9,400	6,100
		15	1,250	16,800	12,000	4,800	9,900	6,900
		20	1,500	19,000	13,400	5,600	10,900	8,100
	分離接触ばっ気型	5	1,150	15,900	11,500	4,400	9,600	6,300
		6	1,300	17,300	12,300	5,000	10,100	7,200
		7	1,420	18,300	12,900	5,400	10,500	7,800
		8	1,600	19,900	13,900	6,000	11,200	8,700
		10	1,810	21,800	15,100	6,700	12,100	9,700
		12	2,110	24,500	16,900	7,600	13,300	11,200
		15	2,560	28,500	19,300	9,200	15,000	13,500
		20	3,260	35,800	24,300	11,500	18,900	16,900
分離ばっ気型	5	1,390	18,100	12,900	5,200	10,500	7,600	
	6	1,550	19,500	13,700	5,800	11,000	8,500	
	7	1,750	21,300	14,900	6,400	11,900	9,400	
	8	1,950	23,100	15,900	7,200	12,600	10,500	
	10	2,290	26,100	17,900	8,200	14,000	12,100	
	12	2,610	28,900	19,600	9,300	15,200	13,700	

	15	3,100	34,400	23,400	11,000	18,200	16,200
	20	3,980	42,300	28,400	13,900	21,800	20,500

別表第2(第4条関係)

収集量	清掃料
1,000リットル以下	4,200円
1,001リットル以上3,000リットル以下	5,700円
3,001リットル以上5,000リットル以下	6,800円
5,001リットル以上7,000リットル以下	7,800円
7,001リットル以上	8,900円

別表第3(第4条関係)

適用条項等	補助額	
第4条第6項第1号	補助基本額全額又はその都度状況を調査して決定する額	
第4条第6項第2号及び第3号	生活保護法の規定による扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている者(以下「被扶助者等」という。)が単独で浄化槽を使用しているとき。	補助基本額全額
	被扶助者等が共同で浄化槽を使用している場合で、当該被扶助者等が、共益費等により浄化槽汚泥の処理手数料を負担しているとき。	1の年度2回を限度として1回につき補助額に1,500円を加算した額

第4条第6項第4号

補助基本額全額又はその都度状況を調査して決定する額